

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">個⑥059-1 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5（平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5第1項、第2項及び第4項に係る部分を含みます。）に規定する雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「②」欄の適用年の前年の12月31日における雇用者の数が0である場合には、「④」欄は記載しません。</p> <p>この場合には、「比較給与等支給額 $(④ + (④ \times ⑤ \times ④ \times \frac{30}{100}))$」は、「$④ + (④ \times ⑤ \times ④ \times \frac{30}{100})$」とあるのを「$④ + (④ \times ⑤ \times \frac{30}{100})$」として計算した金額を記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、特定震災指定寄附金特別控除(震災特例法8)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定長期優良住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、電子証明書等特別控除(旧措法41の19の5)及び外国税額控除(所法95)の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑨」欄には、その適用を受ける個人が中小企業者である場合には「10 又は」を、その他の場合には「又は 20」を抹消します。</p> <p>なお、中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。</p> <p>(4) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額の明細書」の「㉔」欄のBの金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の5、旧措法第10条の5</p>	<p style="text-align: center;">個⑥059-1 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5に規定する雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「②」欄の適用年の前年の12月31日における雇用者の数が0である場合には、「④」欄は記載しません。</p> <p>この場合には、「比較給与等支給額 $(④ + (④ \times ⑤ \times ④ \times \frac{30}{100}))$」は、「$④ + (④ \times ⑤ \times ④ \times \frac{30}{100})$」とあるのを「$④ + (④ \times ⑤ \times \frac{30}{100})$」として計算した金額を記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、特定震災指定寄附金特別控除(震災特例法8)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定長期優良住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、電子証明書等特別控除(措法41の19の5)及び外国税額控除(所法95)の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑨」欄には、その適用を受ける個人が中小企業者である場合には「10 又は」を、その他の場合には「又は 20」を抹消します。</p> <p>なお、中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。</p> <p>(4) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額の明細書」の「㉔」欄のBの金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の5</p>